

公共施設管理運営の見直し及び公共施設の使用料等の見直し (素案)に対する市民意見の概要及び市の考え方について

1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間
平成23年10月5日(水)～11月4日(金)(31日間)
- (2) 募集場所
情報コーナー(東西庁舎1階)、経営企画課(西庁舎4階)
主な公共施設40箇所、市ホームページ
- (3) 意見数
37通(64件)

2 市民説明会の概要

- (1) 実施日及び場所
第1回 平成23年10月12日(水) 午後7時～午後8時30分
健康ドーム
第2回 平成23年10月15日(土) 午前10時～11時45分
総合福祉センターもえの丘
- (2) 参加者
78名
- (3) 意見数
17件

3 パブリックコメント及び市民説明会での意見の概要及び市の考え方

別紙のとおり

※ 同趣旨のご意見は集約し、今回の見直しと直接関係のないご意見は掲載しておりません。

公共施設管理運営の見直し及び公共施設の使用料等の見直し（素案）に係るパブリックコメント等の意見概要及び市の考え方

1 素案全体

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
1	見直しについては基本的に賛成であり、公共施設にかかる費用と赤字補填の実態を、もっと多くの市民に周知する必要がある。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後とも公共施設運営にかかる経費等の実態や市の財政状況をわかりやすく公表して多くの方の理解を得られるよう努めます。	△
2	税外収入の確保の観点も必要である。例えば、公共施設に太陽光パネルを設置することを検討してはどうか。（同趣旨意見 他1件）	税外収入の確保については、市としても非常に重要な課題として認識しており、ご意見の趣旨を踏まえ、今後、多角的に検討してまいります。	□
3	公共施設の廃止に伴って国庫補助金等の返還が必要となる場合があるが、考慮すべきではないか。	国庫補助金等の返還については、補助金交付後10年を経過した建物については、原則として返還の必要がないことを確認しています。	△

※ 計画への反映 ○素案を修正 □計画の実施の際に考慮する事項 △参考とすること意見

2 公共施設管理運営の見直し

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
4	コミュニティセンターを(仮)児童センターへ併設する計画があるが、稼働率が問題となっている今、更に余分な公共施設を作る必要ないのではないか。	現在コミュニティセンターは、市民の文化や教育のための活動拠点のひとつとして親しまれています。しかし、稼働率は30%と高くはありません。そのため、単独で設置せず庁舎の機能を併せ持つ市役所西庁舎分館内に併設することにより、効率的な運営を行っていきたいと考えています。なお、ご意見の趣旨は、厳しい財政状況を踏まえ、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。	△

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
5	(仮)児童センターは、中核施設といえども、費用をかけすぎではないか。立派な施設を建てる必要はない。	(仮)児童センターは、現児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館を想定していますが、実施にあたっては厳しい財政状況を踏まえ、必要最小限の建設費となるよう検討します。	△
6	保育施設は東地区ばかり建替えられていないか。中之郷保育園だけ建替えせずに耐震改修することは、地域的に不公平である。	今回の見直しでは、地域による優先度は定めず、利用者の安全確保を最優先とし耐震改修不可能な施設を建替え、補強が可能な施設は耐震改修を最短の期間で整備することを目標としています。なお、保育園の建替えにあたっては、地域や施設利用者のご理解をいただきながら進めてまいります。	△
7	心身障害児通園所の移転・併設は、予算を確保して早期に着手してほしい。保育園と統合するのであれば、心身障害児専用の駐車場を確保してほしい。	建替え時期については全体計画の中で最適な時期を設定していますが、具体的な建替えにあたっては、地域や施設利用者のご理解をいただきながら進めてまいります。	□
8	心身障害児通園所は、子どもへの影響やプライバシーの確保を考えると保育園への併設ではなく、耐震改修のみで良い。	療育環境として保育園との併設が望ましいと考えますが、具体的な実施にあたっては、地域や施設利用者のご理解をいただきながら進めてまいります。	□
9	東公民館は、市民の活動する場を確保するため、夜間利用を継続すべき。(同趣旨意見 他4件)	東公民館は、他施設と比べ利用が少なく、特に夜間(午後6時～9時)の利用は更に少ないため、それにかかる経費等を勘案して利用時間を午後5時までとし、夜間は閉館します。 現在、夜間利用いただいている方には、総合体育館、総合福祉センターもえの丘など他の公共施設をご利用いただきたいと思います。	△
10	東公民館の夜間利用を廃止したとしても、水曜日など利用希望の多い日は開館してほしい。(同趣旨意見 他5件)		
11	東公民館の夜間を閉館するならば代替策を講じて、活動場所を確保してほしい。(同趣旨意見 他1件)		

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
12	西図書館は夜間利用者が多いため、閉鎖には反対である。	西図書館で水曜日と金曜日に行っている午後7時から9時までの夜間開館については、利用人数が少ないことから、素案どおり閉鎖とし、東図書館と開館時間を合わせ、火曜日から金曜日までは午後7時に閉館します。	△
13	総合体育館について、ロビーの新聞やトレーニング室のテレビは不要です。経費を削減してください。(同趣旨意見 他2件)	維持管理費の削減及び収益率の確保は重要な視点であると考えており、今後、多角的に検討します。	□
14	総合体育館の収益率確保策を講じられたい。例えば、①トレーニング室の定期利用者の拡大策②チケット自動発券機の導入による人件費の削減策③軽食の購入所を設置するなどが考えられる。		

※ 計画への反映 ○素案を修正 □計画の実施の際に考慮する事項 △参考とすること意見

3 公共施設の使用料等の見直し

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
積算方法			
15	財政が厳しいからといって、使用料を値上げすることには反対である。高齢化社会では健康維持のために安価に利用できる公共施設が必要である。	公共施設による良質な行政サービスを持続的に提供するためには、受益者負担の適正化を図る必要があると考えます。	△
16	使用料の見直しの前に、職員給与の引き下げや、無駄な公共工事を減らすなどの見直しをすべきである。	今回の使用料の見直しは、良質な公共サービスを持続的に提供するため、施設の利用者に適正な使用料を負担していただくという方針のもとで行っております。 本市においては、合併後、市民サービスの向上と経費削減を目指し行政改革に取り組み、平成18～21年度までに集中改革プランとして103項目、約15億8千万円の経費削減を行い、うち人件費については、定数の削減や手当の見直しによ	△

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
		り12億円ほど削減しました。また、道路や橋などの社会資本の整備に係る投資的経費は、平成18年度の38億円から22年度は19億円となり、ほぼ半減しており、適正な整備に努めています。	
17	公共施設の共用部分について、どのように積算されているのか不明である。また、政策という面も積算に反映すべきではないか。	使用料の額を積算するにあたり、共用部分にかかる経費につきましては貸出部分の面積割合に応じ加算しています。また、積算の中には施設の目的や性質区分による受益者負担割合を加味することによって、市の考え方を反映させています。	△
18	受益者負担割合の設定がわからない。	その施設の市民生活における必要性（必需的か選択的か）、また行政以外の民間等においても提供できるものか（市場的か非市場的か）によって施設の性質を区分し、受益者の応分の負担割合を設定しています。（素案の23頁参照）	△
営利目的での使用料			
19	営利目的とは言え、市内在住の利用者が通常の5倍となり、市外利用者が1.2倍となる設定には納得できない。	営利目的については、市内の利用者であっても公共施設の本来の設置目的とは異なる利用であるとともに利益が発生するため、文化会館及び勤労福祉会館は2倍、健康ドーム及び総合体育館は5倍の料金とし、応分の負担をしていただくことが適当と考えています。	△
貸出単位（貸出時間の区分）			
20	総合体育館の利用実態としては、最少貸出単位の3時間のうち1時間以上が使用されていない。1日あたり3時間4単位の区切りから2時間6単位に変更し、利用機会を増やして有効活用すべきである。（同趣旨意見 他1件）	平成22年度に実施した、利用者アンケート結果では、現在の利用時間が「不満」であるとの回答は極少数であったことから、現行のとおり3時間4単位が適当と考えています。	△

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
附属設備の使用料			
21	総合体育館と違い、健康ドームでは、電気代が施設使用料に含まれているが、冷暖房設備使用料と照明設備使用料は、別に設定すべきである。	大規模施設の冷暖房及び照明設備については、コストが高く冷暖房や照明設備を使用しない利用者の負担が大きいため、素案を見直し、健康ドームアリーナ及び総合体育館主競技場（アリーナ）に、冷暖房設備使用料及び照明設備使用料を別途規定することとしました。	○
回数券及び定期券			
22	総合体育館トレーニング室の定期券利用者は年金受給者が多く、値上げ率が高いことには納得できない。高齢者の健康維持や健康管理に配慮すべきである。（同趣旨意見 他4件）	素案では、定期券の積算根拠を統一するため、1か月の利用想定日数を通勤等の利用が中心である西春駅東口地下自転車駐車場に合わせ、20日（週5日）と設定したうえで、使用料を積算しました。しかし、総合体育館のトレーニング室については、利用実態を踏まえ、1か月の利用想定日数を15日として積算直しました。その結果、使用料は、1か月定期は現行の3,500円が3,800円に、3か月定期は現行の9,000円が10,100円となります。 なお、使用料改定によって増額する収入の一部を施設修繕等に充てることで、利便性の向上を図ります。	○
23	施設の設備や環境が劣っているにも関わらず、値上げ後の料金が民間のスポーツジム並みになるのはおかしい。（同趣旨意見 他2件）		
24	総合体育館のトレーニング室は、まとまった収入を確保するために、定期券の値上げ幅を抑制し、1回券を値上げすることで、定期利用者を増やすべきである。	経営の観点からこのような考え方もあるかと考えます。 ご意見として今後の参考にさせていただきます。	△

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
無料施設の有料化			
25	学校開放施設の使用料を有料にすることによって、個人の負担が増えて、スポーツ活動が衰退する。現行どおり照明設備の使用料のみの規定とすべきである。(同趣旨意見 他6件)	学校施設は、学校教育に支障のない範囲において市民のスポーツや公共活動の場などとして開放することにより、生涯学習の推進を図っています。施設には管理者を置かず、使用にあたっては、利用者が施設の鍵を借り受け、使用し返却する方法で管理をお願いしています。	
26	スポーツを通して、健全な青少年育成に貢献していると自負している。学校開放施設の使用料は、小学生が使用する場合は使用料を免除していただきたい。	現行においては、照明設備の使用料のみを規定していますが、見直し素案で他の公共施設の取扱にあわせ、施設自体の使用料を規定することを提案したものです。しかし、北名古屋市立学校施設開放運営委員会から北名古屋市教育委員会へパブリックコメントと同趣旨の「学校開放を利用する活動団体などは、奉仕の精神を持って社会体育活動という形で市民協働を行っており今回の素案の内容は、市民協働活動の動きを阻害するものだと思う。」「学校側としては、学校活動だけでなく、社会体育活動によって、子ども達の体力向上に繋がっていくため、見直しによって学校開放活動にブレーキがかかってしまうことを危惧する。」との意見が提出されました。また、利用時間の制約や利用者が自ら管理を行う実態を踏まえて、従来どおりの照明設備使用料のみの規定とします。	
27	学校開放施設自体の使用料が有料化されると誰が施設の管理をするのでしょうか。	<p>※北名古屋市立学校施設開放委員会規則（抜粋）</p> <p>第3条 北名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、開放学校の円滑な運営に資するため学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p>第2項 運営委員会は、開放学校の日時及び運営に関することについて教育委員会に意見を述べることができる。</p>	○

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
同種施設使用料の調整			
28	古い建物は価値が下がるので使用料を安くすべき。同種施設使用料の調整によって、新しい健康ドーム柔剣道室が値下げされ、古い総合体育館柔道場が値上げとなるのは納得できない。	今回の公共施設の使用料等の見直しは、受益者負担・公平性の原則に基づき、積算方法を統一化して利用者負担の適正化を図るものです。素案では、同じ目的で使用する施設(同種施設)については、1㎡あたりの使用料単価を同一とすることで公平性を確保することが適当との考えから、総合体育館柔道場(206㎡)は、健康ドーム柔剣道室(184㎡)より高くなりました。 しかし、同種施設使用料の調整がわかりにくいこと、また、場合によっては、利用者に過剰な負担を強いるとのご意見を踏まえ、素案を見直し、同種施設の使用料調整は行わないものとします。したがって、総合体育館柔道場の使用料は、健康ドーム柔剣道室の使用料より安くなります。	○
改定使用料			
29	陽だまりハウスを少人数で利用しているので、使用料の値上げには反対である。(同趣旨意見 他1件)	良質な行政サービスを持続的に提供するためには、受益者負担の適正化を図る必要があると考えます。なお、今後は収入の一部を施設の改善費として確保する仕組みをつくるなど、施設の計画的な保全を推進し、利用者の利便性の向上を図ります。	△
30	使用料の改定には納得できる。今後も陽だまりハウスを利用していきたい。		
減免の取扱			
31	総合体育館トレーニング室について、土曜日の午前中に中学生及び保護者を減免する必要性がない。(同趣旨意見 他2件)	児童健全育成の観点から減免としているものですが、ご意見の趣旨を踏まえ、減免の取扱を整理する際の参考とします。	□
32	減免の取扱に対する具体的な見直し内容がわかりにくい。統一的な基準を規定すべきではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、今後減免基準の明確化を図る中で検討します。	□

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
33	減免の見直しは、文化やスポーツの振興政策に矛盾しないか。(同趣旨意見 他1件)	文化やスポーツの振興を目的とする活動を、行政活動を補完するものに対する減免の考え方については変更ありません。	△

※ 計画への反映 ○素案を修正 □計画の実施の際に考慮する事項 △参考とすること意見

4 その他

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
34	特定の団体は、公共施設を優先的に利用できるが、利用機会は公平にすべきである。	文化やスポーツの振興などを目的とする活動を行政に代わって実施する一部の活動団体にあつては、支援の一環として施設を一般に先行して予約申請を受付ける場合があります。これは、公共の利益が見込まれる場合の特別な取扱ですのでご理解いただきたいと考えます。	△
35	福祉施設が減れば、高齢者の利用が困難になることを理解してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、公共施設のありかたについて、地域的なバランスや交通アクセスなど「まちづくり」全体で検討を進めていきます。	□
36	肢体不自由児や発達障害児は歩行移動が大変なため、ひまわり園の近くに専用の駐車場を確保してほしい。	ご意見として参考にさせていただきます。	△
37	学校施設開放のテニスコートについて、ナイターで一部のコートを利用している場合は、空いているコートについて当日申し込みでも利用できるようにすれば、施設が有効に活用できる。		
38	健康ドームの浴室は税金で運営すべき施設ではない。(同趣旨意見 他1件)		
39	総合体育館トレーニング室の中学生料金の値上げを。学生は学校施設で運動すべきであり、税金を納めている人以外が優遇されるのは不平等。(同趣旨意見 他1件)		

No.	意見の概要	市の考え方	計画への反映
40	ごみ焼却場の新設に伴い温水プール付きの総合スポーツ施設を建設し、その他の施設は根本的に見直してほしい。	ご意見として参考にさせていただきます。	△
41	書面だけで意見を聞くだけでなく、役人が各家庭を回って意見を聞くのが礼儀ではあるが、まずは、施設利用者を集めて意見交換会をすべきだと思う。		△
42	値上げをしたいなら、理由を書いたポスターを大きく掲示して利用者の意見を募集すべき。(同趣旨意見 他1件)		

※ 計画への反映 ○素案を修正 □計画の実施の際に考慮する事項 △参考とすること意見